

事務事業評価シート

(平成 24 年度実施事業)

事務事業名	区域区分見直し事務			事業コード	1690
所属コード	091000	課等名	都市計画課	係名	土地利用計画係
課長名	丹治 義治	担当者名	高橋 秀明	内線番号	7214
評価分類	☒ 一般 ☐ 公の施設 ☐ 大規模公共事業 ☐ 補助金 ☐ 内部管理				

1 事務事業の基本情報・・・・・・・・・・・・・・・・

(1) 概要

総合計画 体系	施策の柱	快適な都市機能	コード	7
	施策	適正な土地利用計画の推進	コード	1
	基本事業	土地利用に関する計画の策定・見直し	コード	1
予算費目名	一般会計　８款４項５目　都市計画調査事務（001-04）			
特記事項	総合計画主要事業			
事業期間	☐ 単年度 ☒ 単年度繰返 ☐ 期間限定複数年度		開始年度	昭和 45 年度
根拠法令等	都市計画法			

(2) 事務事業の概要

都市計画区域を市街化区域と市街化調整区域に区分する区域区分について、都市計画決定権者である岩手県とともに、盛岡市、矢巾町、滝沢村で構成する盛岡広域として実施するもの。

(3) この事務事業を開始したきっかけ（いつ頃どんな経緯で開始されたのか）

昭和 43 年の都市計画法改正において区域区分制度が導入されたことから、盛岡市では昭和 45 年に、玉山区においては平成 2 年に区域区分を都市計画決定している。区域区分決定後、概ね 5 年ごとの定期見直し及び必要に応じて随時変更を実施している。

(4) 事務事業を取り巻く現在の状況はどうか。(3)からどう変化したか。

コンパクトシティやまちづくり三法の改正に伴う中心市街地の活性化及び少子高齢化や後継者不足等による農山村地域の衰退の観点から、市街地（市街化区域）と郊外（市街化調整区域）との機能分担について、今後検討していく必要がある。

なお、市街化調整区域における土地の活用を目的として、地権者や開発業者からは随時、市街化区域への編入要望がある。

2 事務事業の実施状況（Do）・・・・・・・・・・・・・・・・

（1）対象（誰が、何が対象か）

区域区分が必要と思われる盛岡広域都市計画区域における、市街化区域及び市街化調整区域

（2）対象指標（対象の大きさを示す指標）

指標項目	単位	22 年度 実績	23 年度 実績	24 年度 計画	24 年度 実績	26 年度 目標値
A 市街化区域面積	ha	5,266	5,266	5,266	5,266	5,264
B 市街化調整区域面積	ha	39,304	39,304	39,304	39,304	39,302
C 市街化区域編入候補地箇所数	箇所	0	0	0	0	0

（3）24 年度に実施した主な活動・手順

岩手県及び広域での協議調整のもと、岩手県が行う都市計画変更手続きのための支援を行った。

（4）活動指標（事務事業の活動量を示す指標）

指標項目	単位	22 年度 実績	23 年度 実績	24 年度 計画	24 年度 実績	26 年度 目標値
A 広域の協議回数	回	10	5	5	4	5
B						
C						

（5）意図（対象をどのように変えるのか）

盛岡広域都市計画区域において、無秩序な市街化の拡大を防止するとともに、計画的な土地利用を図る。

(6) 成果指標（意図の達成度を示す指標）

指標項目	性格	単位	22 年度 実績	23 年度 実績	24 年度 計画	24 年度 実績	26 年度 目標値
A 区域編入する市街化区域面積	□上げる □下げる ■維持	ha	0.7	0	0	0	0
B 区域除外する市街化区域面積	□上げる □下げる ■維持	ha	3.4	0	0	0	1.8
C 地区数箇所	□上げる □下げる ■維持	箇所	10	0	0	0	1

(7) 事業費

項目	財源内訳	単位	22 年度実績	23 年度実績	24 年度計画	24 年度実績
事業費	① 国	千円	0	0	0	0
	② 県	千円	0	0	0	0
	③ 地方債	千円	0	0	0	0
	④ 一般財源	千円	0	292	0	0
	⑤ その他()	千円	0	0	0	0
	A 小計 ①～⑤	千円	0	292	0	0
人件費	⑥ 延べ業務時間数	時間	400	400	400	400
	B 職員人件費 ⑥×4,000 円	千円	1,600	1,600	1,600	1,600
計	トータルコスト A+B	千円	1,600	1,910	1,600	1,600
備考						

3 事務事業の評価（See）・・・・・・・・・・・・・・・・

(1) 必要性評価（評価区分が「内部管理」の事務事業は記入不要）

① 施策体系との整合性

本事業は、計画的に市街化を促進する区域と市街化を抑制する区域に区分するものであり、適正な土地利用を推進するために必要な事務であり、施策体系に結びついている。

② 市の関与の妥当性

法定事務であり妥当である。

③ 対象の妥当性

法定事務であり，現状で妥当である。

④ 廃止・休止の影響

法定事務であり，廃止，休止はない。

(2) 有効性評価（成果の向上余地）

事務事業を執行する上で，県や広域での協議を的確かつ効率的に実施することで改善の余地がある。

(3) 公平性評価（評価区分が「内部管理」の事務事業は記入不要）

法定事務であり，対象が特定されており公平，公正である。

(4) 効率性評価

区域区分の変更の資料となる都市計画基礎調査結果の分析及び都市計画資料の作成等において，地理情報システム等を活用するなどにより，人件費削減の余地が考えられる。

4 事務事業の改革案（Plan）・・・・・・・・・・・・・・・・

(1) 改革改善の方向性

県及び広域市町村で構成するワーキンググループをよりの確，効率的に実施することにより，改善の余地が考えられる。

(2) 改革改善に向けて想定される問題点及びその克服方法

関係機関との協議を実施する上で，膨大な資料作成や多大な時間を要することから，関係機関における制度改善の方向性を働きかける検討が必要と考えられる。

5 課長意見・・・・・・・・・・・・・・・・

(1) 今後の方向性

- ☐ 現状維持（従来どおりで特に改革改善をしない）
- ☒ 改革改善を行う（事業の統廃合・連携を含む）
- ☐ 終了・廃止・休止

(2) 全体総括・今後の改革改善の内容

法定事務であり，適正な土地利用を促進するために必要な事務である。

広域都市計画としての適切な機能分担を図るとともに，関係機関との連携，都市計画調査による調査結果の利用促進等に努める。